

◎佐賀県条例第22号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県内の市町の執行機関	事務	県内の市町の執行機関	事務
佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	略	佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表第1号の右欄に掲げる市町の長	略
各市町の長	<u>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第3項の規定による空家等の所有者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u>		

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行の日から施行する。